

図-1 形質変更時要届出区域における区域の分類

別添

区域の分類	定義	汚染状態に関する基準	健康被害が生じるおそれの基準	土壌汚染状況調査の省略を行った場合	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	下位帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	
要措置区域 (参考)	人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域	不適合	該当 (おそれあり)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	省令第43条第2、 3号 + 環告23号	環告23号	
形質 変更 時 要 届 出 区 域	(適正管理区域)	人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域	不適合	非該当 (おそれなし)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	省令第50条第1項 + 環告23号	環告23号
	埋立地管理区域	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	不適合	非該当 (おそれなし)	第二溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	新規告示の方法で施工することにより省令第53条第2号の適用除外	新規告示 (環告23号の第4の方法)
	自然由来特例区域	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地	不適合	非該当 (おそれなし)	土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	省令第53条 第2号 適用除外	ガイドラインに上記告示の内容を追記
	埋立地特例区域	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地	不適合	非該当 (おそれなし)	土壌溶出量基準 不適合 土壌含有量基準 不適合	省令第53条 第2号 適用除外	ガイドラインに上記告示の内容を追記